菊池市公告第125号

地方税法第20条の2及び菊池市税条例第18条の規定により次の書類を公示送達します。

なお、この公示送達する書類は、当市役所税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

また、地方税法第20条の2第3項の規定により、公示した日から起算して７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

令和8年11月27日

菊池市長　江頭　実

送達する書類	氏　名
令和８年度固定資産税第3期督促状	株式会社　文楽
令和８年度固定資産税第3期督促状	和田　健児
令和８年度固定資産税第3期督促状	大久保　桂子
令和８年度固定資産税第3期督促状	株式会社　ウキコ
令和８年度固定資産税第3期督促状	青木　美紀子（瀬井　トシ子様相続人）
令和８年度固定資産税第3期督促状	株式会社　産建
令和８年度固定資産税第3期督促状	㈱光和地建
令和８年度固定資産税第3期督促状	鐘　美代子（髙木　幸成様相続人）
令和８年度固定資産税第3期督促状	本田　博紀
令和８年度固定資産税第3期督促状	合資会社　本田鮮魚店
令和８年度固定資産税第3期督促状	岡本　克己（林田　幸敏様相続人）
以下余白	